

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

当日が県の休日に 当たるときは休刊とする。

目 次

告 示

0	生活保護法による医療扶助のための施術を担当させる指定施術機関の指定(福祉政策課)	1
	公共測量の実施の終了の通知(農地農村整備課)	
0	歳入の収納の事務の委託(水産課)	2
0	漁船損害等補償法に基づく付保義務の同意の認定(水産課)	2
0	都市計画の変更・2件(都市計画・モノレール課)	2
	公告	
0	沖縄県職員選考採用試験の実施(人事課)	3
0	大規模小売店舗の変更の届出・8件(国際物流商業課)	5
0	建設業者の許可の取消し(土木総務課)	9
0	特定調達契約に係る落札者の決定・3件(下水道管理事務所)	13
0	特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定・2件(下水道管理事務所)	14
0	特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定(警察本部運転免許課)	14
	企業局事項	
0	沖縄県企業局エネルギー管理規程の一部を改正する規程	15
	病院事業局事項	
0	沖縄県病院事業局職員選考採用試験の実施(県立病院課)	16

告示

沖縄県告示第328号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条の規定により、指定施術機関を 次のとおり指定した。

平成26年5月23日

沖縄県知事 仲井 眞 弘 多

指定施術機関の名称 (施術者の氏名)	指定施術機関の所在地	指定年月日
たたら整骨院(多々良陽介)	北谷町字吉原112番地2金良アパート1F	平成26年3月10日
がんばる接骨院(安谷屋綱樹)	名護市字宮里1592番地マックスバリュ名 護店内	平成26年3月28日
心身堂鍼灸・整骨院(田中真莉奈)	読谷村字古堅740番地イオンタウン読谷	平成26年4月3日
ももたろう整骨院(栢原秀幸)	うるま市石川二丁目8番1号マンションローザ1階	平成26年4月9日

沖縄県告示第329号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、八重山農林水産振興センター所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成26年5月23日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 公共測量を実施した地域 石垣市字宮良地内
- 2 公共測量を実施した期間 平成25年11月22日から平成26年3月27日まで
- 3 作業種類 公共測量 (大座地区ほ場整備計画図作成)

沖縄県告示第330号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の収納の事務を 委託した。

平成26年5月23日

沖縄県知事 仲井 眞 弘 多

- 1 委託した収納事務 沿岸漁業改善資金貸付金に係る償還金の収納事務
- 2 受託者の名称及び所在地
 - (1) 名称 沖縄県信用漁業協同組合連合会
 - (2) 所在地 那覇市前島3丁目25番39号
- 3 委託期間 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

沖縄県告示第331号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第3項の規定により、伊平屋加入区について普通 損害保険契約の締結の同意があったものと認める。

平成26年5月23日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県告示第332号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、那 覇広域都市計画臨港地区を変更した。

なお、当該都市計画の図書を次のとおり縦覧に供する。

平成26年5月23日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 都市計画の名称 泊・新港臨港地区
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
- (1) 追加する部分 那覇市若狭1丁目
- (2) 削除する部分 なし
- 3 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課及び那覇市都市計画部都市計画課

沖縄県告示第333号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、那 覇広域都市計画区域区分を変更した。

なお、当該都市計画の図書を次のとおり縦覧に供する。

平成26年5月23日

- 1 都市計画の名称 区域区分(若狭1丁目地先地区)
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
- (1) 追加する部分 那覇市若狭1丁目
- (2) 削除する部分 なし
- 3 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課及び那覇市都市計画部都市計画課

公告

沖縄県職員選考採用試験を次のとおり行います。

平成26年5月23日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

1 採用職種、採用予定数及び職務内容

採用職和	重 採用予定数		職務内容	
船長		調査船又は取締船の船長として、 員を指揮監督する。	船舶の運航に関する業務に従事し、所属	職

2 受験資格

- (1) 船長を希望する者 昭和30年4月2日以後に生まれた者で、船員、航海士又は船長の職務経験年数が 30年以上あり、かつ、4級海技士(航海)以上の免許を有するもの
- (2) 地方公務員法 (昭和25年法律第261号) 第16条に規定する次の事項に該当する者は、受験できません。 ア 成年被後見人又は被保佐人 (準禁治産者を含む。)
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ウ 沖縄県職員として、懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
 - エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを 主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (3) 日本国籍を有していなくても受験は可能です。ただし、以下の点に御注意ください。
 - ア 公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職に就くことはできないとする公務員に関する基本原則に基づき任用されます。
 - イ 就職が制限される在留資格の場合には採用されません。
- 3 試験の日時、場所等

試験区分	試験の日時	試験科目	試験の内容	試験会場
第1次試験	平成26年8月2 日(土曜日)午 前9時から12時 まで		文章による表現力、課題に対する構想力などについて筆記試験を行います。 業務に対する適正能力を調べる検査 を行います。	覇市西3丁目11番1
第2次試験	策 平成26年9月上旬に面接試験を実施します。なお、試験の日時、場所等について 第1次試験合格者に通知します。			、場所等については、

- 4 試験方法 作文、適性検査及び面接によって行います。
- 5 募集要項の入手方法

募集要項の入手については、沖縄県総務部人事課ホームページ (http://www.pref.okinawa.jp/site/somu/jinji/index.html) からダウンロードできるほか、次の表に掲げる場所で配布します。

配布場所	所在地	電話番号
沖縄県総務部人事課	那覇市泉崎1丁目2番2号県庁行政棟5階	098-866-2090
沖縄県名護県税事務所	名護市大南一丁目13番11号北部合同庁舎1階	0980-52-2170
沖縄県コザ県税事務所	沖縄市美原一丁目6番34号中部合同庁舎1階	098-894-6500
沖縄県宮古事務所総務課	宮古島市平良字西里1125番地宮古合同庁舎2階	0980 - 72 - 2551
沖縄県八重山事務所総務課	石垣市字真栄里438番地1八重山合同庁舎2階	0980-82-3040
沖縄県東京事務所	東京都千代田区平河町二丁目6番3号都道府県会館10階	03-5212-9087

沖縄県大阪事務所	大阪市北区梅田一丁目1番3号大阪駅前第3ビル 21階	06-6344-6828
沖縄県名古屋情報センター	名古屋市中区栄四丁目1番1号中部日本ビルディ ング4階	052-263-3618

6 申込方法

- (1) インターネットによる申込み(以下「電子申請」という。)の場合 沖縄県ホームページから電子申請 での申込みが可能です。
 - ア 申込手順 沖縄県ホームページ (http://www.pref.okinawa.jp/index.html) のトップページ中段 の「県政情報」の中の「人事・職員」の「採用情報」から、「平成26年度沖縄県職員(船長)の募集 について」を選択し、「電子申請」を選択してください。

※電子申請の方法については、別途「電子申請・届出サービス」の利用方法を参照してください。

イ 注意事項

- (ア) 御使用のパソコンの機種や環境によって、一部対応できない場合がありますので、御注意ください。また、プリンタが必要になりますので御準備ください。
- (イ) 回線状況によっては、予期せぬ機器停止や通信障害が発生する場合がありますので、時間に余裕をもって申込みを行ってください。
- (ウ) 受付期間終了後、受験申込手続で申請したアドレスに受験票の受取について連絡いたします。受験票は、各自で印刷し、試験日に持参してください。受験票は、郵送しません。
- (2) 郵送による申込みの場合 次のア、イ及びウをエへ簡易書留で郵送してください。

ア 受験申込書

- イ 履歴書(平成26年度選考採用試験関係。募集要項に添付されている「履歴書(平成26年度選考採用試験関係)」に自筆(黒色ボールペン使用)で記載し、試験の申込前3月以内に撮影した顔写真を写真欄に貼付してください。)
- ウ 82円切手を貼った封筒(受験票送付に使用しますので、表面に受験者の氏名及び受取先を記載してください。)
- 工 申込先 沖縄県総務部人事課(沖縄県庁舎5階) 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 電 話番号 098-866-2090
- (3) 受付期間 平成26年5月23日(金曜日)から同年7月18日(金曜日)まで(電子申請による申込みの場合は平成26年5月23日(金曜日)午前9時から同年7月18日(金曜日)午後5時までに申込データの受信を完了したものに、郵送の場合は平成26年7月18日までの消印のあるものに限り受け付けます。)

7 第1次試験に持参するもの

- (1) 受験票(電子申請による申込者は、各自受験票を印刷の上、持参してください。郵送による申込者は、沖縄県総務部人事課から送付される受験票を持参してください。)
- (2) 電子申請の場合は、履歴書(試験の申込前3月以内に撮影した顔写真を写真欄に貼付してください。)
- 8 合格発表 第1次試験の合格者は平成26年8月下旬に、第2次試験の合格者は平成26年9月下旬に県庁正 門掲示板に掲示するほか、合格者に通知します。
- 9 合格発表後の取扱い
 - (1) 採用される日は、原則として平成27年4月1日ですが、場合によっては同日前となることがあります。
 - (2) 合格者の数は、年間の欠員見込数等を考慮して決定しますので、合格しても採用されないことがあります。
 - (3) 採用されることを辞退する者又は新たな欠員が生じた場合は、採用試験の成績の上位の者から順次繰り上げて合格者とし、本人あて通知します。
 - (4) 合格発表後に受験資格がないことが判明した場合や、記載事項が正しくないことが判明した場合は、合格を取り消します。

10 給与

(1) 初任給(平成26年度)

区分	高校卒業	短大卒業	大学卒業	
船長	423,700円	428, 400円	436,000円	(経年30年

(2) 沖縄県職員の給与に関する条例(昭和47年沖縄県条例第53号)の規定に基づき、扶養手当、通勤手 当、住居手当、期末手当、勤勉手当等が支給条件に応じて支給されます。

11 その他

- (1) 試験当日は、7 (第1次試験に持参するもの) に掲げるもののほか、HB鉛筆数本及び消しゴムを持 参してください。
- (2) 提出された履歴書等は、合否の別にかかわらず返却しません。
- (3) 試験会場には、駐車場を確保していないので、自動車、二輪車等の利用は、御遠慮ください。
- (4) 試験会場内は、禁煙です。各会場所定の喫煙所を利用してください。
- (5) 郵送で申し込まれた方で、平成26年7月30日(水曜日)までに受験票が到着しないときは、沖縄県総務 部人事課人事調整班宛てに電話連絡してください。

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、次のとおり変更の届出があっ

なお、関係書類は、平成26年5月23日から同年9月23日までの間、沖縄県商工労働部国際物流商業課及び 宜野湾市市民経済部雇用・企業対策室において縦覧に供する。

平成26年5月23日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 はにんす宜野湾 宜野湾市大山七丁目1400番16
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 有限会社グシケン商事 浦添市勢理 客四丁目19番19号 代表取締役 具志堅勉
- 3 届出年月日 平成26年4月17日
- 4 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗の所在地

変更前 宜野湾市大山七丁目1400番16

変更後 宜野湾市大山七丁目6番1号

- (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 変更前 有限会社 J P T ダイレクト 東京都中央区銀座八丁目11番 9 号 代表取締役 粟国正樹 変更後 有限会社グシケン商事 浦添市勢理客四丁目19番19号 代表取締役 具志堅勉
- 5 変更の年月日 平成26年4月18日
- 6 意見書の提出方法及び提出期限
 - (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保 持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
 - (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県 商工労働部国際物流商業課に提出すること。

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、次のとおり変更の届出があっ た。

なお、関係書類は、平成26年5月23日から同年9月23日までの間、沖縄県商工労働部国際物流商業課及び 浦添市市民部商工産業課において縦覧に供する。

平成26年5月23日

仲 井 眞 沖縄県知事 弘 多

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 マンガ倉庫浦添店 浦添市字城間2689番地
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社メイクマン 浦添市字城間 2008番地 代表取締役 宮城順一
- 3 届出年月日 平成26年4月11日

- 4 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称

変更前 (仮称)マンガ倉庫浦添店

変更後 マンガ倉庫浦添店

(2) 大規模小売店舗を設置する者の住所

変更前 浦添市字城間2689番地

変更後 浦添市字城間2008番地

- 5 変更の年月日
 - (1) 4(1) 平成26年3月1日
 - (2) 4(2) 平成25年10月7日
- 6 意見書の提出方法及び提出期限
 - (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
 - (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部国際物流商業課に提出すること。

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

なお、関係書類は、平成26年5月23日から同年9月23日までの間、沖縄県商工労働部国際物流商業課及び 浦添市市民部商工産業課において縦覧に供する。

平成26年5月23日

沖縄県知事 仲井 眞 弘 多

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 メイクマン浦添本店 浦添市字城間2670番地
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社メイクマン 浦添市字城間 2008番地 代表取締役 宮城順一
- 3 届出年月日 平成26年4月11日
- 4 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗の所在地

変更前 浦添市字城間2670番地

変更後 浦添市字城間2008番地

(2) 大規模小売店舗を設置する者の住所

変更前 浦添市字城間2689番地

変更後 浦添市字城間2008番地

- 5 変更の年月日 平成25年10月7日
- 6 意見書の提出方法及び提出期限
 - (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
 - (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部国際物流商業課に提出すること。

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

なお、関係書類は、平成26年5月23日から同年9月23日までの間、沖縄県商工労働部国際物流商業課及び 那覇市商工農水課において縦覧に供する。

平成26年5月23日

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 イオンタウン安謝 那覇市字安謝664番地32ほか8筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 イオン琉球株式会社 南風原町字兼

公

城514番地の1 代表取締役 末吉康敏

- 3 届出年月日 平成26年4月17日
- 4 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名

変更前 琉球ジャスコ株式会社 代表取締役 板野邦雄

変更後 イオン琉球株式会社 代表取締役 末吉康敏

- 5 変更の年月日 平成26年4月18日
- 6 意見書の提出方法及び提出期限
 - (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
 - (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部国際物流商業課に提出すること。

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

なお、関係書類は、平成26年5月23日から同年9月23日までの間、沖縄県商工労働部国際物流商業課及び 豊見城市企画部商工観光課において縦覧に供する。

平成26年5月23日

沖縄県知事 仲井 眞 弘 多

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 (仮称)イオンタウン豊見城A 豊見城市字田頭田原155番4ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 イオン琉球株式会社 南風原町字兼 城514番地の1 代表取締役 末吉康敏
- 3 届出年月日 平成26年4月17日
- 4 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

変更前 (仮称) イオンタウン豊見城A 豊見城市字田頭田原155番4ほか

変更後 イオンタウン豊見城 豊見城市字田頭155番1ほか23筆

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名

変更前 琉球ジャスコ株式会社 代表取締役 山崎惣三郎

変更後 イオン琉球株式会社 代表取締役 末吉康敏

- 5 変更の年月日 平成26年4月18日
- 6 意見書の提出方法及び提出期限
 - (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
 - (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部国際物流商業課に提出すること。

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

なお、関係書類は、平成26年5月23日から同年9月23日までの間、沖縄県商工労働部国際物流商業課及び 宜野湾市市民経済部雇用・企業対策室において縦覧に供する。

平成26年5月23日

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 はにんす宜野湾 宜野湾市大山七丁目1400番16
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 有限会社グシケン商事 浦添市勢理 客四丁目19番19号 代表取締役 具志堅勉
- 3 届出年月日 平成26年4月17日
- 4 変更しようとする事項

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

変更前 午前6時から午後9時まで

変更後 24時間

- 5 変更する年月日 平成26年4月18日
- 6 意見書の提出方法及び提出期限
 - (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
 - (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部国際物流商業課に提出すること。

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

なお、関係書類は、平成26年5月23日から同年9月23日までの間、沖縄県商工労働部国際物流商業課及び 那覇市商工農水課において縦覧に供する。

平成26年5月23日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 イオンタウン安謝 那覇市字安謝664番地32ほか8筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 イオン琉球株式会社 南風原町字兼 城514番地の1 代表取締役 末吉康敏
- 3 届出年月日 平成26年4月17日
- 4 変更しようとする事項

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

変更前 午前6時から午後9時まで

変更後 24時間

- 5 変更する年月日 平成26年4月18日
- 6 意見書の提出方法及び提出期限
 - (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
 - (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部国際物流商業課に提出すること。

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

なお、関係書類は、平成26年5月23日から同年9月23日までの間、沖縄県商工労働部国際物流商業課及び 豊見城市企画部商工観光課において縦覧に供する。

平成26年5月23日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 (仮称)イオンタウン豊見城A 豊見城市字田頭田原155番4ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 イオン琉球株式会社 南風原町字兼 城514番地の1 代表取締役 末吉康敏
- 3 届出年月日 平成26年4月17日
- 4 変更しようとする事項

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

変更前 午前6時から午後9時まで

変更後 24時間

- 5 変更する年月日 平成26年4月18日
- 6 意見書の提出方法及び提出期限
 - (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保

持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。

(2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部国際物流商業課に提出すること。

建設業法 (昭和24年法律第100号) 第29条第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

平成26年5月23日

- 1(1) 処分をした年月日 平成26年3月24日
 - (2) 商号名 嘉手納工務店
 - (3) 代表者名 嘉手納宗奟
 - (4) 所在地 うるま市石川東山一丁目9番1号
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可 (般-24) 第11495号
 - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 平成26年3月4日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の 届出があった。
- 2(1) 処分をした年月日 平成26年3月24日
 - (2) 商号名 首里建装
 - (3) 代表者名 知花嗣明
 - (4) 所在地 那覇市三原3丁目18番31号
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-23) 第10118号
 - (6) 処分の内容 許可した業種のうち大工工事業、左官工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、板金工事業、ガラス工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 平成26年3月11日付けで、建設業法第12条に基づき大工工事業、左官工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、板金工事業、ガラス工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業を廃止した旨の届出があった。
- 3(1) 処分をした年月日 平成26年3月24日
 - (2) 商号名 株式会社山内土木
 - (3) 代表者名 山内昌一
 - (4) 所在地 宜野湾市野嵩一丁目43番11号
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可 (特-22) 第448号
 - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 平成26年3月12日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の 届出があった。
- 4(1) 処分をした年月日 平成26年3月24日
 - (2) 商号名 マリア産業
 - (3) 代表者名 玉城利加子
 - (4) 所在地 南城市玉城字堀川443番地
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可 (般-24) 第10422号
 - (6) 処分の内容 許可した業種のうち石工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 平成26年3月13日付けで、建設業法第12条に基づき石工事業、しゅんせつ 工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 5(1) 処分をした年月日 平成26年3月24日
 - (2) 商号名 株式会社新輝塗装店
 - (3) 代表者名 田原明
 - (4) 所在地 那覇市字国場1169番地6
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-23) 第11193号

- (6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成26年3月14日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 6(1) 処分をした年月日 平成26年3月28日
 - (2) 商号名 有限会社比嘉工務店
 - (3) 代表者名 比嘉利雄
 - (4) 所在地 中頭郡嘉手納町字屋良823番地1
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可 (般-21) 第7259号
 - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 平成26年3月18日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の 届出があった。
- 7(1) 処分をした年月日 平成26年3月28日
 - (2) 商号名 アース建設
 - (3) 代表者名 友寄司
 - (4) 所在地 浦添市仲間二丁目33番12号
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可 (般-23) 第11923号
 - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 平成26年3月18日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の 届出があった。
- 8(1) 処分をした年月日 平成26年3月31日
 - (2) 商号名 有限会社大藤建設
 - (3) 代表者名 金城光男
 - (4) 所在地 石垣市字真栄里721番地1
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可 (般-23) 第2619号
 - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 平成26年3月17日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の 届出があった。
- 9(1) 処分をした年月日 平成26年3月31日
 - (2) 商号名 大田工務店
 - (3) 代表者名 大田常吉
 - (4) 所在地 浦添市安波茶三丁目21番12号
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可 (般-21) 第6258号
 - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 平成26年3月18日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の 届出があった。
- 10(1) 処分をした年月日 平成26年3月31日
 - (2) 商号名 有限会社エイト電気工事
 - (3) 代表者名 島寛政
 - (4) 所在地 宜野湾市喜友名一丁目30番13号
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可 (般-22) 第8913号
 - (6) 処分の内容 許可した業種のうち電気通信工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 平成26年3月18日付けで、建設業法第12条に基づき電気通信工事業を廃止した旨の届出があった。
- 11(1) 処分をした年月日 平成26年3月31日
 - (2) 商号名 有限会社雅建設工業

- (3) 代表者名 吉里笑子
- (4) 所在地 うるま市字高江洲677番地1
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可 (般-24) 第10433号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業及び塗装工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成26年3月20日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業及び塗装工事業を廃止した旨の届出があった。
- 12(1) 処分をした年月日 平成26年4月9日
 - (2) 商号名 島電設株式会社
 - (3) 代表者名 與那城正幸
 - (4) 所在地 国頭郡金武町字金武403番地2
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可 (般-25) 第12283号
 - (6) 処分の内容 許可した業種のうち管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 平成26年3月24日付けで、建設業法第12条に基づき管工事業を廃止した旨 の届出があった。
- 13(1) 処分をした年月日 平成26年4月9日
 - (2) 商号名 株式会社瀬底土建
 - (3) 代表者名 瀬底清進
 - 4) 所在地 那覇市田原4丁目2番地3
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-23)第1485号
 - (6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック 工事業及び内装仕上工事業に関する特定建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 平成26年3月28日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があった。
- 14(1) 処分をした年月日 平成26年4月9日
 - (2) 商号名 株式会社エコ住宅
 - (3) 代表者名 喜友名朝則
 - (4) 所在地 宮古島市平良字西里1013番地1
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可 (般-22) 第9934号
 - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 平成26年4月1日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の 届出があった。
- 15(1) 処分をした年月日 平成26年4月10日
 - (2) 商号名 株式会社アース環境開発
 - (3) 代表者名 山城薫
 - (4) 所在地 那覇市壺川2丁目1番地17
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可 (特-21) 第8511号
 - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 平成26年4月1日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の 届出があった。
- 16(1) 処分をした年月日 平成26年4月10日
 - (2) 商号名 太平電気工事社
 - (3) 代表者名 當銘由治
 - (4) 所在地 浦添市大平一丁目2番6号
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可 (般-23) 第4782号
 - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 平成26年4月3日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の 届出があった。
- 17(1) 処分をした年月日 平成26年4月10日
 - (2) 商号名 株式会社翔南工業
 - (3) 代表者名 濱元靖

- (4) 所在地 浦添市字港川281番地27
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可 (般-22) 第10023号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内 装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成26年4月3日付けで、建設業法第12条に基づき大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があった。
- 18(1) 処分をした年月日 平成26年4月11日
 - (2) 商号名 有限会社琉水工業
 - (3) 代表者名 川満正人
 - (4) 所在地 石垣市字平得348番地
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-21) 第3866号、沖縄県知事 許可(般-21) 第3866号
 - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 平成26年4月10日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の 届出があった。
- 19(1) 処分をした年月日 平成26年4月21日
 - (2) 商号名 奥原左官工業
 - (3) 代表者名 奥原武志
 - (4) 所在地 島尻郡八重瀬町字友寄34番地2
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可 (般-24) 第8500号
 - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 平成26年3月26日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の 届出があった。
- 20(1) 処分をした年月日 平成26年4月21日
 - (2) 商号名 横田電設
 - (3) 代表者名 横田克弘
 - (4) 所在地 沖縄市登川一丁目32番2号
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可 (般-21) 第10801号
 - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 平成26年4月4日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の 届出があった。
- 21(1) 処分をした年月日 平成26年4月25日
 - (2) 商号名 有限会社環境クリーン開発
 - (3) 代表者名 金城繁治
 - (4) 所在地 那覇市字仲井真205番地3
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可 (般-21) 第8362号
 - (6) 処分の内容 許可した業種のうち造園工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 平成26年4月3日付けで、建設業法第12条に基づき造園工事業を廃止した 旨の届出があった。
- 22(1) 処分をした年月日 平成26年4月25日
 - (2) 商号名 アサヒレフ
 - (3) 代表者名 儀間眞豊
 - (4) 所在地 浦添市内間二丁目6番5号
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可 (般-23) 第11950号
 - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 平成26年4月10日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の 届出があった。
- 23(1) 処分をした年月日 平成26年5月1日
 - (2) 商号名 外間重機
 - (3) 代表者名 外間和汪
 - (4) 所在地 豊見城市字高安73番地

- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-21) 第11721号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成26年4月17日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の 届出があった。
- 24(1) 処分をした年月日 平成26年5月1日
 - (2) 商号名 大西電設
 - (3) 代表者名 西正則
 - (4) 所在地 官野湾市字字地泊509番地2
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可 (般-22) 第11724号
 - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 平成26年4月18日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の 届出があった。
- 25(1) 処分をした年月日 平成26年5月1日
 - (2) 商号名 城内装
 - (3) 代表者名 城間康文
 - (4) 所在地 島尻郡南風原町字津嘉山300番地
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-25) 第12441号
 - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 平成26年4月18日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の 届出があった。
- 26(1) 処分をした年月日 平成26年5月7日
 - (2) 商号名 有限会社サニーズプロジェクト
 - (3) 代表者名 木下敬一郎
 - (4) 所在地 中頭郡北谷町北谷二丁目16番地1
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-22) 第10969号
 - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 平成26年4月22日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の 届出があった。

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成26年5月23日

沖縄県下水道管理事務所長 大 城 忠

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 次亜塩素酸ナトリウム 940,000リットル (予定)
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県下水道管理事務所 沖縄県宜野湾市伊佐 三丁目12番1号
- 3 落札者を決定した日 平成26年4月1日
- 4 落札者の名称及び所在地 昭和化学工業株式会社 沖縄県うるま市字昆布1455番地
- 5 落札金額 47円52銭 (単価契約)
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 平成26年2月21日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成26年5月23日

沖縄県下水道管理事務所長 大 城 忠

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 カチオン系高分子凝集剤(脱水用) 33,000キログラム(予定)
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県下水道管理事務所 沖縄県宜野湾市伊佐 三丁目12番1号
- 3 落札者を決定した日 平成26年4月3日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社サンライト 沖縄県那覇市泉崎1丁目16番18号

- 5 落札金額 831円60銭 (単価契約)
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 平成26年2月21日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成26年5月23日

沖縄県下水道管理事務所長 大 城 忠

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 カチオン系高分子凝集剤(脱水用) 30,000キログラム(予定)
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県下水道管理事務所 沖縄県宜野湾市伊佐 三丁目12番1号
- 3 落札者を決定した日 平成26年4月3日
- 4 落札者の名称及び所在地 沖縄塩元売株式会社 沖縄県那覇市港町3丁目2番32号
- 5 落札金額 859円68銭 (単価契約)
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 平成26年2月21日

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

平成26年5月23日

沖縄県下水道管理事務所長 大 城 忠

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量 ポリ硫酸第二鉄 1,400,000 キログラム (予定)
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県下水道管理事務所 沖縄県宜野湾市伊佐 三丁目12番1号
- 3 契約の相手方を決定した日 平成26年4月3日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地 株式会社琉球テクノ産業 沖縄県宜野湾市真志喜三丁目14番14号
- 5 契約金額 36円72銭(単価契約)
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方自治法施行令第167条の2第1項第8号

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

平成26年5月23日

沖縄県下水道管理事務所長 大 城 思

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量 消化ガス発電設備消耗品 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県下水道管理事務所 沖縄県宜野湾市伊佐 三丁目12番1号
- 3 契約の相手方を決定した日 平成26年4月3日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地 ヤンマー沖縄株式会社 沖縄県宜野湾市大山七丁目11番12号
- 5 契約金額 59,281,200円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方自治法施行令第167条の2第1項第8号

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

平成26年5月23日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

1 随意契約に係る物品等の名称、購入予定数量及び契約単価

	物品等の名称	購入予定数量	契約単価
- [

IC免許証用カード基体	281箱	487, 800円
新運転経歴用カード基体	5 箱	150,600円
I C免許証用カードインクリボン	127箱	140,000円

2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県警察本部警務部会計課 那覇市泉崎1丁 目2番2号

公

- 3 契約の相手方を決定した日 平成26年4月1日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地 株式会社DNPアイディーシステム 東京都新宿区新宿四丁目3番17 号
- 5 契約の相手方を決定した手続き 随意契約
- 6 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成7年政令第 372号) 第10条第1項第2号

企 業 局 事 項

沖縄県企業局管理規程第15号

沖縄県企業局エネルギー管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年5月23日

沖縄県公営企業管理者

企業局長 平 良 敏 昭

沖縄県企業局エネルギー管理規程の一部を改正する規程

沖縄県企業局エネルギー管理規程(平成18年沖縄県企業局管理規程第6号)の一部を次のように改正する。

第1条中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に改める。

第10条第2項中「、エネルギー管理企画推進者、エネルギー管理責任者、エネルギー管理指導員及び配水管理課長」を「及び委員」に改め、同条中第6項を第7項とし、第3項から第5項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 委員は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。

第11条第4項中「別表第2」を「別表第3」に改める。

第14条第2項中「沖縄県企業局経営健全化推進委員会」を「推進中央会議」に改める。

第17条中「エネルギー管理指導員及びエネルギー管理員の参画のもとに」を「推進中央会議が」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2 (第10条関係)

推進中央会議委員

総務企画課長

建設計画課長

配水管理課長

久志浄水管理事務所エネルギー管理責任者

久志浄水管理事務所エネルギー管理指導員

石川浄水管理事務所エネルギー管理責任者

石川浄水管理事務所エネルギー管理指導者

北谷浄水管理事務所エネルギー管理責任者

北谷浄水管理事務所エネルギー管理指導者

西原浄水管理事務所エネルギー管理責任者

西原浄水管理事務所エネルギー管理指導者

エネルギー管理企画推進者

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3 (第11条関係)

作業部会員

配水管理課施設班長 配水管理課施設班長 建設計画課企画財務所達 為高浄水管理事務所施設管理課長 人志浄水管理事務所施設管理 五川浄水管理事務所海水管理 北谷浄水管理事務所施設管理 北谷浄水管理事務所施設管理課長 北谷浄水管理事務所施設管理課長 北谷浄水管理事務所海水管理課長 北谷浄水管理事務所海水管理 北谷沖水管理事務所海水管理 北谷沖水管理事務所海水管理 北谷沖水管理事務所 北谷沖水管理事務所 北谷沖水管理事務所 北谷沖水管理事務所 北谷神水管理事務所 北谷神水管理事務所 北谷神水管理事務所 北谷神水管理事務所 北谷神水管理事務所 北谷神水管理事務所 北谷神水管理事務所

附則

この規程は、平成26年5月23日から施行する。

病院事業局事項

沖縄県病院事業局職員選考採用試験を次のとおり行います。

平成26年5月23日

沖縄県病院事業管理者 病院事業局長 伊 江 朝 次

1 試験職種、採用予定数及び職務内容

試験職種	採用予定数	職務内容	勤務箇所
病院社会福祉	各若干名	社会福祉関係の業務に従事します。	県立病院(6か
臨床検査技師		臨床検査の業務に従事します。	所) において従 事します。
視能訓練士		視能訓練関係の業務に従事します。	
薬剤師		薬剤関係の業務に従事します。	,
理学療法士	約10名	理学療法関係の業務に従事します。	
作業療法士	各若干名	作業療法関係の業務に従事します。	
臨床工学技士		臨床工学関係の業務に従事します。	
看護師	約150名	看護の業務に従事します。	
施設管理技士	若干名	施設及び設備の維持管理の業務に従事します。	

(注) 申込後の職種変更はできません。

2 受験資格

- (1) 年齢及び免許
 - ア 病院社会福祉を希望する者 昭和30年4月2日以降に生まれた者で、社会福祉士の資格を有し、社 会福祉士として3年以上の職務経験を有するもの
 - イ 臨床検査技師を希望する者 昭和61年4月2日以降に生まれた者で、臨床検査技師免許を有するもの又は平成27年7月末日までに免許を取得する見込みのもの
 - ウ 視能訓練士を希望する者 昭和61年4月2日以降に生まれた者で、視能訓練士免許を有するもの又 は平成27年7月末日までに免許を取得する見込みのもの
 - エ 薬剤師を希望する者 昭和54年4月2日以降に生まれた者で、薬剤師免許を有するもの又は平成27

年7月末日までに免許を取得する見込みのもの

オ 理学療法士を希望する者 昭和54年4月2日以降に生まれた者で、理学療法士免許を有するもの又 は平成27年7月末日までに免許を取得する見込みのもの

公

- カ 作業療法士を希望する者 昭和54年4月2日以降に生まれた者で、作業療法士免許を有するもの又 は平成27年7月末日までに免許を取得する見込みのもの
- キ 臨床工学技士を希望する者 昭和30年4月2日以降に生まれた者で、臨床工学技士免許を有し、臨 床工学技士として3年以上の職務経験を有するもの
- ク 看護師を希望する者 昭和30年4月2日以降に生まれた者で、看護師免許を有するもの又は平成27 年7月末日までに免許を取得する見込みのもの
- ケ 施設管理技士を希望する者 昭和30年4月2日以降に生まれた者で、一級ボイラー技士以上の免許 を有するもの又は平成27年7月末日までに免許を取得する見込みのもの
- (2) 欠格事項 地方公務員法 (昭和25年法律第261号) 第16条に規定する次の事項に該当する者は、受験でき ません。
 - ア 成年被後見人又は被保佐人(準禁治産者を含む。)
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ウ 沖縄県職員として、懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
 - エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを 主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

試験の日時及び場所等

試験の日時	試験科目	試験の内容	試験会場
平成26年7月13日(日) 午前9時20分から 午前11時00分まで 【全職種】	作文試験	文章による表現力、課題に対する 構想力などについて筆記試験を行い ます。	
平成26年 7月14日 (月) ※注1 7月15日 (火) ※注1 7月22日 (火) 7月23日 (水) 7月24日 (木) 【看護師以外の職種】	面接試験	適格性や職務遂行能力等を審査するため、個別面接を行います。	沖縄県本庁舎(那覇市) など沖縄本島内 ※注2
平成26年 7月14日(月)※注1 7月15日(火)※注1 7月29日(火) 7月30日(水) 7月31日(木) 【看護師】	面接試験	適格性や職務遂行能力等を審査するため、個別面接を行います。	沖縄県本庁舎 (那覇市) など沖縄本島内 ※注2

- 7月14日及び15日の面接試験は、主に県外からの受験生及び離島からの受験生で沖縄本島で作 文試験を受験する者を対象とし、そのほかの受験生は7月22日以降の面接試験日のうちいずれか1日を指定します。(ただし、7月14日又は15日を指定することもあります。) 面接試験の会場は、原則として沖縄県本庁舎(那覇市)となりますが、応募状況により沖縄県
- 本庁舎以外の会場になる場合があります。

4 受験手続

- (1) 申込先 沖縄県病院事業局県立病院課(沖縄県本庁舎4階) 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番 2号 電話番号098 (866) 2832 (直通)
- (2) 申込方法 次に掲げるものを(1)の申込先に簡易書留郵便で郵送してください(直接提出は不可)。そ の際、封筒の宛名面に「病院事業局試験申込書在中」と朱書きしてください。
 - ア 平成26年度沖縄県病院事業局職員選考採用試験申込書
 - 自筆(黒色ボールペン使用)で記載し、申込み前3月以内に撮影した写真(タテ約5.0cm・ヨコ3.5 cm)を所定のところに貼付してください。

- イ 52円切手を貼ったはがき (官製はがき可)
 - 受験票として後日返送するので、表面に受験者の氏名及び受取先住所を明記してください。
- ウ 受験資格の免許証等の写し(A4規格、縮小コピー可)
 - 受験資格を確認する必要があるので必ず提出してください。ただし、今後取得見込みの場合は不要です。
- (3) 受付期間 平成26年5月26日(月)から同年6月13日(金)まで。ただし、平成26年6月13日(金)までの消印のあるものに限り受け付けます。
- (4) 留意点 受付後は、受験職種及び受験会場の変更はできません。受験会場は受験票に記載し送付いたします。
- 5 合格発表 試験の合格者は平成26年8月中旬に、沖縄県本庁舎正門や県立北部病院、県立宮古病院及び県立八重山病院で掲示し、沖縄県病院事業局ホームページ(http://www.pref.okinawa.jp/site/byoinjigyo/kenritsubyoin/index.html)に掲載するほか、合格者に通知します。
- 6 合格発表後の取扱い
 - (1) 合格者は、平成26年度沖縄県病院事業局職員選考採用候補者名簿に登載されます。
 - (2) 選考採用候補者名簿の有効期限は、合格発表の日から1年間です。ただし、採用を辞退した者は、選考採用候補者名簿から削除します。
 - (3) 採用は原則として平成27年4月1日以降(免許等取得見込みの者は、免許等取得後)ですが、それより前に採用されることもあります。
 - (4) 受験資格がないことが判明した場合には、合格を取り消します。

7 給与等

初任給は平成26年4月1日現在、病院社会福祉が178,800円、臨床検査技師、視能訓練士、理学療法士、作業療法士及び臨床工学技士が167,000円(短大3卒)から178,200円(大学卒)、薬剤師が178,200円(大学4卒)から200,800円(大学6卒)、看護師が180,500円(短大2卒)から188,900円(短大3卒)、施設管理技士が137,200円(高校卒)で、それぞれ経験年数等を加味した額が支給されるほか、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末手当、勤勉手当等が支給条件に応じて支給されます。

8 注意事項

- (1) 試験当日は、受験票(はがき)、HB鉛筆数本及び消しゴムを持参してください。
- (2) 提出された履歴書等は、合否の別にかかわらず返却しません。
- (3) 試験会場は駐車場を確保していませんので、自家用車、オートバイ等の乗り入れはできません。また、当日は別の試験も予定されているため、公共交通機関を利用し、早めに来場してください。
- (4) 試験会場には喫煙場所がありませんので、喫煙は全面禁止とします。
- (5) ゴミは試験会場に捨てずに各自必ず持ち帰ってください。
- (6) 平成26年7月7日(月)までに受験票が到着しないときは、沖縄県病院事業局県立病院課人事担当に 連絡してください。
- 9 試験関係情報の提供(緊急連絡)について

台風等による試験日程の変更及びその他の緊急連絡は、沖縄県病院事業局ホームページ (http://www.pref.okinawa.jp/site/byoinjigyo/kenritsubyoin/index.html) に掲載します。

発 行 所

沖縄県総務部

総務私学課

電話番号 098-866-2074

印 刷 所 株式会社 ちとせ印刷

〒901-2131 浦添市牧港二丁目1番5号